

補助制度等



高知県内の主な木造住宅の支援制度（令和3年度）

実施地方公共団体	高知県
制度名（事業名）	こうちの木の住まいづくり助成事業
補助対象者	自らの居住を目的として県内に建築される住宅を取得する者又は県内に自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行うもの（いずれも買賃を目的とする者は除く）
補助対象住宅	県内で新築、増築、リフォームを行う木造住宅（過半が木造の混構造も含む）
補助対象経費	県内産乾燥木材の使用に要する経費
補助金額	<p>① 基本部位、その他の部位 県内産乾燥木材（JAS製品）の使用量（立方メートル） × 20,000円 県内産乾燥木材（JAS製品以外）の使用量（立方メートル） × 12,000円</p> <p>② 内装化粧仕上げ材（内装については、非木造建築物も対象とする） 県内産乾燥木材の使用面積（平方メートル） × 2,000円</p> <p>③ 長期優良住宅加算 長期優良認定木造住宅 100,000円</p> <p>④ 子育て加算 対象者の世帯に児童手当受給対象となる児童が2人以上の場合 ②の内装材と同額を加算</p> <p>補助金上限：800,000円 ※木材の使用量に応じて補助金額を決定</p>
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を取得又は所有する者に県税の滞納がないこと 延べ面積の過半の用途が住宅であること 基本部位の80%以上に県内産乾燥木材が使用されていること（リフォームはリフォーム部分に県内産乾燥木材が使用されていること） 瑕疵担保責任保険加入住宅等であること（リフォームを除く） 住宅の引渡しまでに申込書受理通知書の交付を済ませていること
詳細ホームページ	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030501/kinosumai-goannai.html
担当部署	林業振興・環境部 木材産業振興課
お問合せ先	088-821-4592
備考	詳しい内容については、担当部署にお問合せください

実施地方公共団体	土佐清水市
制度名（事業名）	土佐清水市産材使用住宅建築助成事業
補助対象者	市内に新しく建築される木造住宅（買賃目的除く）を取得する個人
補助対象住宅	市内に新しく建築される木造住宅（買賃目的除く）
補助対象経費	市産材の使用に要する経費
補助金額	<p>構造材1立方メートルあたり：15,000円 津波浸水想定区域外加算1立方メートルあたり：15,000円 補助金上限：600,000円</p> <p>※津波浸水想定区域とは、「平成24年12月10日公表【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を用いることとする</p>
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 市内に本拠を置く製材業者により製材された木材を5立方メートル以上使用すること 市内に本拠を置く建築業者に依頼し、建築される住宅であること 木造住宅を取得する個人が市税等、市に納付すべき債務について滞納がないこと 住宅の完成前に事業に関する申請を行うこと
詳細ホームページ	https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/nourin/009.html
担当部署	農林水産課
お問合せ先	0880-82-1228
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施市町村	四万十市
制度名（事業名）	四万十市産材利用促進事業
補助対象者	住宅を取得する市内に住所を有する者又は市内に住所を有することとなる者（個人に限る）
補助対象住宅	市内に新築又は増築する木造住宅（買賃を目的とするものを除く）
補助対象経費	市産木材（ヒノキ）の使用に要する経費
補助金額	<p>補助金上限：1,000,000円（主要部材のみを補助対象） ※使用する材料量に応じて補助額を決定</p>
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 建築延べ面積が50平方メートル以上であること 1坪当たり0.2立方メートル以上の市産木材を使用すること 市産木材のヒノキを使用すること 市内に本拠を置く建築業を営む者に依頼し、建築される住宅であること 住宅を取得する者が市税について滞納がないこと 住宅建築後、当該住宅に引き続き居住すること又は居住する予定であること 公共下水道及び農業集落排水の供用開始区域内においては、各施設に加入していること又は加入する予定であること 着工前に事業に関する申請を行うこと 交付決定後3か月以内に着工すること
詳細ホームページ	http://www.city.shimanto.lg.jp/life/menu/jyutaku/riyousokushin.html
担当部署	農林水産課
お問合せ先	0880-34-1170
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	香美市
制度名（事業名）	香美市木材住宅支援事業
補助対象者	市内に建築される木造住宅（賃貸を目的とするものを除く）を取得する者
補助対象住宅	市内に新築又は増改築する木造住宅
補助対象経費	市産木材の使用に要する経費
補助金額	1立方メートルあたり：〔市内製材〕 100,000円 〔市外製材〕 75,000円 補助金上限：500,000円～2,000,000円 ※使用する材料量に応じて補助額を決定 ※製材場所、施工業者の所在地によって補助金上限が決定
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 市産木材を用い、市内に新築又は増改築（増改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートルを超えるもの）する木造住宅で、高知県「こうち木の住まいづくり助成事業」の補助対象であること 公共下水道供用区域内及び農業集落排水供用区域内においては、便所を含む生活雑排水は全て汚水管に接続し、他の地域では、基本的に合併処理浄化槽を設置すること 完成後は速やかに入居し、10年以上、自己が居住する住宅として使用すること 住宅の取得者及びその同一世帯全員が、市町村税等を滞納していないこと
詳細ホームページ	https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/31-1/k-mokusien.html
担当部署	農林課
お問合せ先	0887-52-9283
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	仁淀川町
制度名（事業名）	「町産材の家」推進事業
補助対象者	町内に在住又は在住予定であり、住宅の新築又は増改築を行った者
補助対象住宅	町内に新築又は増改築する木造住宅
補助対象経費	町産木材の使用に要する経費
補助金額	増改築等：1立方メートルあたり：〔町内業者施工〕 100,000円 〔町外業者施工〕 67,000円 補助金（定額）：新築 〔町内業者施工〕 2,000,000円 〔町外業者施工〕 1,500,000円 上限：増改築〔町内業者施工〕 750,000円 〔町外業者施工〕 500,000円 ※使用する材料量に応じて補助額を決定
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 町産木材を用い、町内に新築（構造材の70%以上町産木材を使用）された木造住宅で、高知県「こうち木の住まいづくり助成事業」の補助対象であること、また町産木材を0.5立方メートル以上使用して増改築等した住宅（賃貸借住宅を除く） 町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置を受けていないこと 自ら、又は3親等以内の親族が居住すること
詳細ホームページ	http://www.town.niyodogawa.lg.jp/
担当部署	企画課
お問合せ先	0889-35-1082
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	土佐町
制度名（事業名）	土佐町産材利用促進事業
補助対象者	町内に一戸建て木造住宅を新築する者
補助対象住宅	新築される一戸建て木造住宅
補助対象経費	町産木材の使用に要する経費
補助金額	1立方メートルあたり：50,000円 補助金上限：1,000,000円 ※木材使用量は20立方メートルを限度、7立方メートル未満は対象としない ※使用する材料量に応じて補助額を決定
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 主要な構造部材の全てにおいて木材を使用した木造住宅で、使用木材のうち町産木材の使用率が70%以上であること 町産木材の使用量が7立方メートル以上であること 町内の製材業者より納入された材料を使用するものであること 町内の建築業者により施工されるものであること 個人の居住用住宅であること
詳細ホームページ	http://www.town.tosa.kochi.jp/publics/index/279/
担当部署	農畜林振興課
お問合せ先	0887-82-0484
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	鶴原町
制度名（事業名）	鶴原町町産材利用促進条例
補助対象者	町内に自ら居住するため、新たに住宅を建築する者
補助対象住宅	町内に新たに建築する住宅
補助対象経費	町産木材の使用に要する経費
補助金額	補助金上限：2,000,000円 ※使用する材料量に応じて補助額を決定
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 建築延べ面積が66平方メートル以上であること 3.3平方メートル当たりおおむね1.0立方メートル以上の町産木材を使用すること 町産木材を20立方メートル以上使用すること 住宅建築後、当該住宅に引き続き10年以上居住できること 合併浄化槽を設置すること（ただし、公共下水道及び農業集落排水の指定を受けている区域に住宅を建築する場合は、この限りでない） 住宅を建築する者の属する世帯全員が、町に対して支払義務を有する町税等について滞納がないこと
詳細ホームページ	http://www.town.yusuhara.kochi.jp/town/life/hikoshi-sumai.html#link05
担当部署	森林の文化創造推進課
お問合せ先	0889-65-0811
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	津野町
制度名(事業名)	津野町木のいえ普及促進事業
補助対象者	町内に新築される木造住宅(賃貸を目的とするものを除く)を取得する者(個人に限る)又は町内に木造住宅(賃貸を目的とするものを除く)を所有している者(個人に限る)で増築(10平方メートル以上の増築に限る)を行う者
補助対象住宅	町内に新築又は増築する木造住宅(一部の構造部が非木造の住宅を含む)
補助対象経費	地域木材の使用に要する経費
補助金額	高知県「こうち木の住まいづくり助成事業費補助金交付要綱」の規定に基づき算定された額の2分の1 補助金上限:500,000円 ※使用する材料量に応じて補助額を決定
補助対象要件	・町内に建築する住宅で、高知県「こうち木の住まいづくり助成事業」の補助対象となる住宅
詳細ホームページ	https://town.kochi-tsunno.lg.jp/section/post_1673
担当部署	産業課
お問合せ先	0889-55-2021
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

実施地方公共団体	四万十町
制度名(事業名)	四万十町町産材利用促進事業
補助対象者	町内に住宅を建築する者
補助対象住宅	3.3平方メートルあたり0.6立方メートル以上の町産木材を使用し、新築又は増築する延べ床面積70平方メートル以上の住宅
補助対象経費	町産木材の使用に要する経費
補助金額	補助金上限:1,500,000円 ※住宅の延べ床面積及び使用する材料量に応じて補助額を決定
補助対象要件	・住宅建築後、当該住宅に引き続き居住すること ・町内に住所又は営業所のある建築業を営む者に建築を依頼すること ・原則として合併浄化槽を設置すること(ただし、公共下水道及び農業集落排水の指定を受けている区域に住宅を建築する場合は、各施設に加入すること) ・建築する者の属する世帯全員が、町に対して支払義務を有する町税等について滞納がないこと
詳細ホームページ	https://www.town.shimanto.lg.jp/index2.php
担当部署	建設課
お問合せ先	0880-22-3120
備考	詳しい内容については、実施地方公共団体にお問合せください

○その他の支援制度・優遇措置などについては、下記をご覧ください。

〔高知県土木部住宅課ホームページ〕

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/>

住宅金融支援機構 住宅ローンのご案内

ずっと固定金利の安心【フラット35】

メリット① ずっと固定金利の安心

たとえ市中金利や物価が上昇しても、資金受取時に確定した借入金利と返済額がずっと変わらない。全期間固定金利型の住宅ローン【フラット35】なら、将来まで見通すことができるから安心です。

メリット② 多彩なメニューで安心の住まいづくりを応援

【フラット35】は、新築住宅でも中古住宅でも、マンションでも一戸建てでもご利用いただけます。お客さまのさまざまな住宅取得のニーズにお応えするため、多彩な借入メニューや返済方法をご提案します。

メリット③ 保証人不要、繰上返済手数料不要

- 保証人は必要ありません。
- 返済中に繰上返済や返済方法の変更を行う場合の手数料もかかりません。

メリット④ ご返済中も安心サポート

- お客さまに万一のことがあった場合に備えて、新機構団信や新3大疾病付機構団信をご用意しています。
- 多様な返済方法変更のメニューをそろえ、お客さまからの返済のお悩みに対して、事情に合った返済方法をご提案します。

【フラット35】S

【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性・耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【金利引下げ幅】 年▲0.25% (金利Aプラン:当初10年間、金利Bプラン:当初5年間)

「こうちの木の住まいづくり助成事業」とセットで利用可能

【フラット35】地域連携型

子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

【金利引下げ幅】 年▲0.25% (当初5年間)

【フラット35】Sを併用した場合、年▲0.5% (当初5年間)
(【フラット35】S(金利Aプラン)なら、さらに6~10年目まで年▲0.25%)

フラット35サイト

www.flat35.com

フラット35

検索



お客さまコールセンター

0120-0860-35(通話無料)

営業時間:9:00~17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

利用できない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金ががかかります。)